

## 滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部改正について

### 1 改正の理由

平成 26 年度から事業が開始される湖東平野地区国営土地改良事業について、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 90 条第 2 項の規定に基づく国営土地改良事業に係る負担金を徴収するため、滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例（平成 19 年滋賀県条例第 44 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要(新旧対照表参照)

- (1) 湖東平野地区国営土地改良事業について、土地改良法第 90 条第 2 項の規定に基づく国営土地改良事業に係る負担金を徴収することとします。(第 2 条、別表関係)
- (2) (1)の負担金の総額は、土地改良法第 90 条第 1 項の規定による当該国営土地改良事業に係る負担金の額に 100 分の 31（知事が定める工事にあつては、15 分の 1）を乗じて得た額とします。(第 3 条、別表関係)
- (3) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例新旧対照表

旧	新				
<p>第1条 省略 (負担金の徴収)</p> <p>第2条 県は、別表に掲げる国営事業によって利益を受ける者で、当該国営事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するものおよび土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)第68条の4の7に規定するもの(以下「受益者」という。)から、法第90条第1項の規定による当該国営事業に係る負担金の一部を徴収する。</p> <p>2 省略 (負担金の額)</p> <p>第3条 前条第1項の規定により県が徴収する負担金の総額は、法第90条第1項の規定による当該国営事業に係る負担金の額の100分の31に相当する額とする。</p> <p>2 省略</p> <p>第4条～第6条 省略 付則 省略</p> <p>別表(第2条関係) 日野川地区国営土地改良事業</p>	<p>第1条 省略 (負担金の徴収)</p> <p>第2条 県は、別表の左欄に掲げる国営事業によって利益を受ける者で、当該国営事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するものおよび土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)第68条の4の7に規定するもの(以下「受益者」という。)から、法第90条第1項の規定による当該国営事業に係る負担金の一部を徴収する。</p> <p>2 省略 (負担金の額)</p> <p>第3条 前条第1項の規定により県が徴収する負担金の総額は、法第90条第1項の規定による当該国営事業に係る負担金の額に、別表の左欄に掲げる国営事業の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2 省略</p> <p>第4条～第6条 省略 付則 省略</p> <p>別表(第2条、第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">日野川地区国営土地改良事業</td> <td style="padding: 2px;">100分の31</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">湖東平野地区国営土地改良事業</td> <td style="padding: 2px;">100分の31(知事が定める工事にあつては、15分の1)</td> </tr> </table>	日野川地区国営土地改良事業	100分の31	湖東平野地区国営土地改良事業	100分の31(知事が定める工事にあつては、15分の1)
日野川地区国営土地改良事業	100分の31				
湖東平野地区国営土地改良事業	100分の31(知事が定める工事にあつては、15分の1)				

## 湖東平野地区国営土地改良事業の概要

1. 目 的：近年の営農形態の変化、施設の老朽化等により用水が不足しているため、施設の更新整備を行うとともに新たな水源の確保を行い用水の安定的供給を図り、地域農業の経営安定に資する。
2. 事 業 名：国営かんがい排水事業
3. 受 益 面 積：6, 877 h a
4. 事 業 費：250億円
5. 事 業 内 容：
 

基幹施設	ダム湖掘削	38万 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>
一般施設	調整池	6ヶ所
	用水路	8.4 km
	地下水揚水機	0.51 m <sup>3</sup> /s
	水管理施設更新	1式
6. 関 係 市 町：近江八幡市、東近江市、愛荘町、豊郷町
7. 関係土地改良区：愛知川沿岸土地改良区
8. 事 業 工 期：平成26年度～平成34年度

